

令和4年12月1日

保護者様

中野区教育委員会事務局学校教育課長

## 季節性インフルエンザに感染し学校に復帰する場合の取扱について

中野区立の小中学校では、現在までお子さまが季節性インフルエンザで出席停止となり、学校に復帰する場合、登校可能な証明書として、医師が治癒を証明し、保護者の皆様からの「登校許可証」（出席停止解除願い）の提出をお願いしておりました。

このたび、厚生労働省から、発熱外来のひっ迫等を回避するため、季節性インフルエンザに関しては、児童・生徒に医療機関等が発行する治癒の証明書を求めないことの周知依頼がありました。ついては、今後は、上記「登校許可証」（出席停止解除願い）に代わり、医師の証明を必要としない「登校届」をご提出していただくことに変更させていただきます。

なお、麻しん（はしか）等の季節性インフルエンザ以外の感染症で出席停止となった場合には、これまで通り医師の証明が必要な「登校許可書」（出席停止解除願い）の提出をお願いいたします。

「登校届」は学校ホームページからダウンロードするか、sumamachiにも添付いたしましたので宜しくお願いいたします。

<問合せ先>

中野区教育委員会学校教育課学校健康推進係

電話 03-3228-5522